

大東監告示第2号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施したので、  
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和3年6月8日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

# 令和3年度 第1回 定期監査等の結果

## 1. 監査の対象

- ・ 危機管理室
- ・ 上下水道局（総務課、お客さまセンター、水道施設課、下水道施設課）

## 2. 監査の期間

令和3年4月2日～令和3年5月26日

## 3. 監査の方法

大東市監査基準に基づき、危機管理室、及び上下水道局の各課等が分掌する令和2年度の事務事業について、又、必要なものにあつては令和元年度の事務事業について、関係する帳簿及び保管する文書の提出を求めた。

これらを基に担当部課等から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に合致したものとなっているか、又、効果的、効率的に行われているかについて監査を行った。

## 4. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に是正すべき事項があつたので、下記のとおり指摘し、改善を求める。

### (1) 不十分・不適切な文書処理について

#### 【危機管理室、水道施設課及び下水道施設課】

意思決定の内容が正確に記されていないか、通知文の文案など必要文書が欠落している起案文書、外部からの照会に対して起案文書の作成を経ずに作成された回答文書、処理手続不明の受領文書、日付を記載していないか、受附印が欠落した文書など、文書作成の基本を踏まえられていない文書が見つかった。

上下水道局は比較的しっかりとした文書事務を行っていたが、危機管理室にあつては現場優先の意識が強いからか、適正な文書事務に対する感覚が弱いように思われる。

今回の監査においては、大きなトラブルに発展するような事例はなかったが、文書事務については、公務員の事務処理の基本であることから、担当者や決裁権者のほか、当該文書にかかわる者は、文書作成の手引を再度確認して記載事項を順守するとともに、これまで以上に注意を払って適正な文書作成ができるよう、

文書主管課と連携して職員のスキルアップを図りたい。

(2) 適正な随意契約の締結について【危機管理室、水道施設課、下水道施設課】

契約については、地方自治法（公営企業にあっては地方公営企業法）上、競争入札の方法によることが原則とされ、随意契約の方法による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（公営企業にあっては地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号）のいずれかに適合することが必要である。

各課の文書を確認していると、備品の購入や業務委託の随意契約において根拠条文と理由に齟齬があったり、施行起案に不要である随意契約の理由や相手方の名称を記載していたり、シルバー人材センターとの随意契約の際に実施すべき手続を不十分な理解で実施しているケースが多数あった。

随意契約は、法令に規定があるときのみ締結できる例外規定であるので、担当する職員は、その趣旨を正確に理解し、正確な事務処理を図りたい。

(3) 例規の順守について【危機管理室、総務課、お客さまセンター他】

例規は業務のマニュアルであり、職員が業務を遂行するに当たり順守すべきものである。しかしながら、火災共済事業において条例や規則に記載されていない事項で公金を支出しているケース、水洗便所改造資金融資あっ旋制度にかかる利息補助制度において、要綱に記載のない一度不承認となれば再申請を不承認としているケース、例規に規定されている様式とは異なる様式を使用しているケースという例規に合致しない対応があった。

業務によっては、長期間、同じ事項を継続することで慣行化し、例規との整合性確認がなおざりになっているように思われる。実際の業務が例規に沿ったものとなるよう随時確認するとともに、例規が実際の業務にそぐわないものとなっているときは、速やかに例規を改正し、例規と実際の業務との齟齬を解消されたい。

なお、指摘事項ではないが、公有財産の適正管理という視点から、危機管理室が担当する備蓄品について、適正な在庫を維持しつつ、保存に期限のある物品の更に計画的で効果的な活用が期待される。又、上下水道局の職員駐車場を含めた敷地については、公有財産の適正かつ有効活用という視点からこれまで以上に工夫できないか検討を行っていただきたい。

5. 監査委員意見

今回の監査は、令和2年度の事務事業を対象としていたが、年度当初からコロナ禍に見舞われ、その対応に奔走した1年であった。例年と異なる対応に追われていたにもかかわらず、常にサービスの向上を目指している職員各位の姿勢に敬

意を表したい。

危機管理室では新型コロナウイルス対策の司令塔として日々変化する情勢に対応しながら、避難所におけるパーティションを用いたコロナ感染防止対策などの新たな施策を打ち出したり、これらと並行して市内4宿泊施設と災害時等における宿泊施設の提供に関する協定を締結したり、機能別消防団創設に取り組むなど災害時への事前対応を積極的に進めておられた。

上下水道局にあっては、比較的新型コロナの影響が少ない部署であったが、水道料金の減免を実施し、コロナ禍で収入減となった方々の生活支援を行うとともに、少数精鋭の職員数で安心・安全な水道水の提供を実現しながら、停電等の非常事態に備えて非常用電源の確保や地震に備えての耐震管への更新に尽力している。

今回の監査の結果、重大な改善点はなかったものの、未だに文書作成事務が不十分であったり、随意契約の理由が不相当であるケースが多々見られたことは残念である。これらの事務は多くの業務の基本であることから、全職員が適正に行うことができるよう、職員それぞれ自ら日常的に研修するとともに、職員同士が互いに助言できる状況を組織として創りあげることが急務であると感じる。

又、業務遂行の拠り所となる条例・規則など例規と実際の業務との乖離が見られた。今回、定期監査の対象となった部局だけでなく、すべての部署で常時例規の確認を行って頂きたい。

社会情勢は永久に同じではなく、速さの違いがあるにしても次第に変化している。市の事務もこれに合わせて変わっていかなければならない。代々引き継がれてきた仕事のやり方であっても疑問があれば自ら変えていく。組織としてそのような姿勢が今の時代には求められている。

このことは職員一人ひとりが深く理解し、考え、行動するべき事項ではあるが、幹部職員が率先して行動を起こして頂き、市政に対する市民の信頼が揺らぐことのないようお願いしたい。